

奈良県でもはじまっています

受動喫煙対策

2018年7月 健康増進法の一部を改正する法律が公布されました。
2020年4月1日から多くの人が利用するすべての施設において、
原則屋内禁煙となっています。



特
集

県
民
ニ
ユ
ー
ス

奈
良
を
知
ろ
う

暮
ら
し
に
役
立
つ

お
知
ら
せ

病院・診療所・助産所・薬局・介護老人保健施設
学校・認定こども園・児童福祉施設等・行政機関など

2019年7月1日から
敷地内禁煙※1



飲食店・事業所・工場・ホテル・旅館など
多くの人利用する施設、旅客運送事業船舶・鉄道

2020年4月1日から
原則屋内禁煙※2

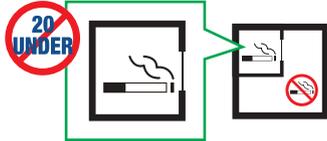


店内禁煙



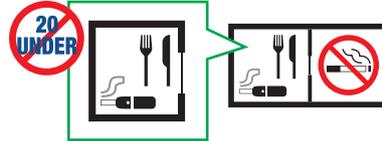
屋内禁煙

喫煙のみ可



喫煙専用室設置
(施設の一部に設置可)

飲食等も可



加熱式たばこ専用の喫煙室設置
(施設の一部に設置可)

旅客運送事業自動車 (タクシー等)・航空機

2020年4月1日から
禁煙(車内・機内)



※1 屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、特定屋外喫煙場所を設置することは可能です。
※2 例外として、一定の基準を満たした喫煙専用室の設置が認められています。

注意

- ◎喫煙可能な場所には、**20歳未満は立ち入ることができません。**
- ◎施設に喫煙室がある場合、**標識の提示が義務付けられます。**
- ◎喫煙禁止場所で喫煙した場合、**罰則の対象**となります。



受動喫煙防止対策に関する相談窓口

管轄の市町村	問い合わせ先	住 所	電話番号
奈良市	奈良市保健所	奈良市三条本町13-1	0742-93-8392
大和郡山市、天理市、生駒市、生駒郡、山辺郡	県郡山保健所	大和郡山市満願寺町60-1	0743-51-0196
大和高田市、橿原市、桜井市、宇陀市、御所市、香芝市、葛城市、磯城郡、宇陀郡、高市郡、北葛城郡	県中和保健所	橿原市常盤町605-5	0744-48-3034
五條市、吉野郡	県吉野保健所	吉野郡下市町新住15-3	0747-52-0551

この機会に・・・そろそろ禁煙しませんか？

たばこの煙には、有害物質が多く含まれます。
喫煙や受動喫煙によって、がんや心疾患、脳卒中など、さまざまな疾患のリスクが高まります。



禁煙に手遅れはありません！
まずは医療機関や薬局に相談しましょう！

禁煙サポート情報をチェック！

奈良県 禁煙 検索

奈良県疾病対策課 ☎0742-27-8928 FAX0742-27-8262